

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定によつて、平成十九年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 受講対象者

種苗生産業務に従事しようとする者

二 講習日時及び場所

平成十九年十二月十二日（水） 午前九時から午後四時三十分まで

広島県庁舎本館R階R会議室（広島市中区基町一〇番五二号）

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令

二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項

二時間

3 種苗の生産技術に関する事項

二時間

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

平成十九年十一月八日（木）から平成十九年十一月二十日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時までの間、受け付ける。

郵送等の場合は、平成十九年十一月二十日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産部農林整備局林業振興室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局

3 受講申込書の配布場所

広島県農林水産部農林整備局林業振興室又は広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局で配布する。

五 受講手数料

一万四千元とする。

この手数料は、一万四千元に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の定められた欄にはつて納めること。この証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

六 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部農林整備局林業振興室（電話〔〇八二〕五一三―三七〇一「ダイヤルイン」）又は最寄りの広島県各地域事務所農林局若しくは農林局支局にすること。

なお、郵便等で問い合わせる場合は、郵便番号・あて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を同封すること。